



社会的に援護が必要な方へ
「ごみの戸別収集」申請受付を
1/30 (月) から開始します



令和5年1月27日

郡山市3R推進課長 小野 浩幸

TEL：924-2181

郡山市地域包括ケア推進課長 青柳 光信

TEL：924-3561

SDGs ターゲット 10.4 「社会保障政策をはじめとする政策を導入し、平等の拡大を達成する」

SDGs ターゲット 12.5 「再利用により、廃棄物の発生を削減する」

- 1 事業内容 自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方に対し、市がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行う事業です。詳細は別添「利用のごあんない」をご覧ください。
- 2 スケジュール 申請受付：令和5年1月30日（月）から
現地調査：令和5年2月から個別連絡により実施
戸別収集：令和5年4月3日（月）から
- 3 利用できる方 自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方で、次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯の方
 - ・要介護1～5の方
 - ・身体障害者手帳（視覚又は肢体不自由）1級又は2級の方
 - ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
 - ・療育手帳Aの方
 - ・その他特に必要性が認められる方
- 4 申請の方法 市の窓口申請書を持参、メール又は郵送により提出いただきます。
（代理人による申請可。）
申請用紙等は、申請窓口又は市ウェブサイトから入手してください。
URL：<https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/67/60533.html>



郡山市要援護者ごみ戸別収集事業 利用のごあんない



SDGsターゲット10.4 SDGsターゲット12.5

2023/1/27 現在



どんな事業なの？

自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方に対し、市がごみを戸別に収集するとともに、安否確認を行う事業です。



どんな人が利用できるの？

自らごみ集積所にごみを出すことが困難で、親族の方等から協力を得られない方で、次のいずれかに該当する方のみで構成される世帯の方

- ・ 要介護1～5の方
- ・ 身体障害者手帳（視覚又は肢体不自由）1級又は2級の方
- ・ 精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・ 療育手帳Aの方
- ・ その他特に必要性が認められる方



利用の手順は？

① 申請書提出

市役所の窓口へ申請書をご提出ください。
（代理人による申請可。メール、郵便も可。）

申請窓口は次ページ下部の「事務担当」よりご確認ください。

② 書類審査

市が、申請した方の体調やご家族の状況等について確認します。

④ 審査結果通知

書類審査、現地調査を基に、収集の可否を文書でお伝えします。

③ 現地調査

市職員等が現地調査にお伺いします。
申請者には調査にお立会いいただきます。

⑤ （収集可の場合）
ごみ収集開始



ごみの収集方法は？

【収集するごみ】

「燃やしてよいごみ」「燃えないごみ」「資源物」です。
出し方の詳細は、ごみの日カレンダーをご覧ください。

【収集日及び回数】

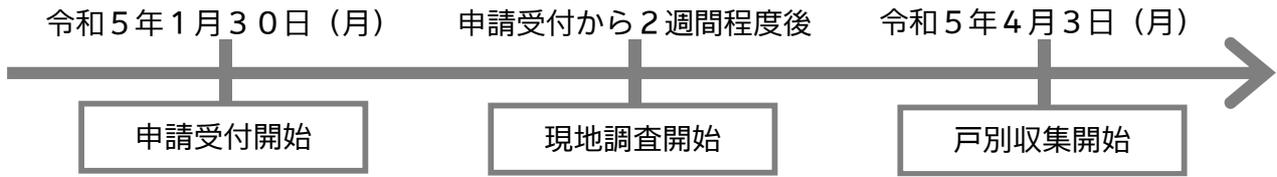
月曜日から金曜日までのうち週1回、市の指定する曜日に収集します。
時間の指定はできません。

【収集場所】

ご自宅の玄関先等に設置していただく容器から収集します。設置場所がアパートの共有部分や借地等の場合は、あらかじめ家主や地主の方の了解を得てください。



この事業はいつから始まるの？



ごみ出しにあたっての注意点や、その他の留意事項は？

- ごみ出しの容器を、利用者に用意していただきます。フタ付きのポリバケツ等、中身が飛散しない丈夫な容器としてください。
- ごみは、収集曜日の朝8時までに所定の容器に入れてください。ごみが強風で飛散したり動物に荒らされることのないよう、容器のフタはその都度しっかりと閉めてください。長尺の物等で容器に収まらない場合は、ごみであることを明記したうえ容器の脇等に出してください。
- 収集業者は、屋内に入っただけの分別や収集は行いません。
- 収集作業をスムーズに行うため、一度に大量のごみを出すのはお控えください。大量に出されますと、回収できないことがあります。
- 利用者の生活から出るごみ以外は収集しません。
- 入院等により1か月以上ごみ出しを行わないときは、下記事務担当あて届出してください。旅行等によりごみ出しを行わない期間が1か月未満の場合も、電話連絡をお願いします。
- 休止の届出や電話連絡がないままごみが出されていない場合、安否確認のため、市が、緊急連絡先やケアマネジャー等の支援者、警察等の関係機関に連絡する場合があります。
- 高齢の方等にとって、適度な運動や周囲の方とのコミュニケーションは重要です。自らごみ出しをすることが身体機能の維持につながったり、ごみ出しを手伝ってくれる近所の方等との交流が認知機能の支えとなっている場合もあります。
「要援護者ごみ戸別収集事業」への切り替えを検討する際は、ご本人にとってのメリット、デメリットについて十分な検討をお願いします。



申請や相談はどこにすればいいの？

対象	事務担当	所在地	連絡先
要介護の方の各種手続きに関する事	地域包括ケア推進課	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7	024(924)3561 houkatucare@city.koriyama.lg.jp
身体障がいの方の各種手続きに関する事	障がい福祉課	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7	024(924)2381 shougai-fukushi@city.koriyama.lg.jp
精神障がいの方の各種手続きに関する事	保健所保健・感染症課	〒963-8024 郡山市朝日二丁目15-1	024(924)2163 hokenkansen@city.koriyama.lg.jp
ごみの収集作業に関する事	3R推進課	〒963-8601 郡山市朝日一丁目23-7	024(924)2181 3rsuisin@city.koriyama.lg.jp